

2022年（令和4年）第3回総会議事録

- 1 告示年月日 2022年（令和4年）3月16日（水）
- 2 通知年月日 2022年（令和4年）3月16日（水）
- 3 開催年月日 2022年（令和4年）3月30日（水）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室

- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
議案第3号 非農地証明について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積
計画案の決定について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積
計画案の決定について（農地中間管理事業）
議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農
用地利用配分計画案に対する意見決定について
議案第7号 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）の設定
について

- 6 報告事項
農地法等に関わる専決処分・届出等について

- 7 出席委員
1番 佐藤 眞子 4番 野田 幸男 5番 寶諸 孝也 6番 谷邊 博人
7番 岡本 卓也 9番 石井 洋子 10番 安原 理雄 13番 山本 明
15番 谷本 耕造 14番 須藤 薫雄 以上10名

- 8 欠席委員
2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 8番 小林 輝仁 11番 下江 京子
12番 河村 昇 以上5名

9 その他の出席者
0名

10 事務局出席職員

事務局 長	宮谷 誘治	事務局専門員	延平 光雄
事務局次長	瀧川 滋雄	沼隈出張所長	野田 真之
松永出張所	花田 宏	北部出張所	藤井 裕美

以上6名

11 議事内容

午前 10時00分

事務局長	ただいまから、2022年（令和4年）第3回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷邊会長、会議の進行をお願いします。
会長	— 開会挨拶 —
会長	それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議長	委員総数15名のうち、出席委員10名、欠席委員5名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議長	続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号5番實諸孝也委員と議席番号7番岡本卓也委員をお願いします。
議長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2022年（令和4年）第3回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 最初に議案書次第の4議事 議案第8号「福山農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について」を削除 同じく8ページの議案第8号「福山農業振興整備計画の変更の諮問に対する答申について」を削除。 次に議案書（別冊）9ページ4番の渡人欄「藤井文雄」を「藤井正雄」に訂正。

<p>事務局 続き</p>	<p>次に10ページ9番が取下げ。 次に18ページ37番が取下げ。 次に28ページ合計欄「田 134筆 117, 847.30 計 181筆 157, 420.30」を「田 131筆 117, 597.30 178筆 157.170.30」に訂正。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>西部地区の審議内容について、報告します。 西部地区では、3月25日の午後0時30分からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。 委員10名全員の出席により、議案第1号6件、議案第2号4件、議案第3号3件、議案第4号34件、合計47件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から6番について報告します。 1番と2番は関連案件です。 瀬戸町の受人が、2人の渡人から、1番では申請地を譲り受け、2番では使用貸借権を設定して申請地を借り受け、新規就農するものです。 3番は、津之郷町の受人が、岡山市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 4番は、幕山台の受人が、福島市の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 5番は、箕島町の後継者が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受けるものです。 6番は、内海町の受人が、福岡県北九州市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。 以上です。</p> <p>議長 松永地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、3月25日、午後1時40分から関係者により現地調査を行い、午後3時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名中6名の出席により、議案第1号1件、議案第2号2件、議案第3号2件、議案第4号13件、合計18件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の7番について報告します。</p> <p>7番は、藤江町の受人が、広島市安佐北区の渡人と使用貸借権を設定し、新規就農するもので、野菜、果樹などを栽培する計画です。</p> <p>受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、3月25日の午後1時から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名のうち8名の出席により、議案第1号13件、議案第2号2件、議案第3号3件、議案第4号51件、議案第5号13件、議案第6号1件の合計83件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊2ページの8番から6ページの20番について報告をします。</p> <p>8番は、芦田町の受人が、同町の渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>9番は、加茂町の受人が、使用貸借権を設定して、同町の渡人から申請地を借受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものとするものです。</p> <p>10番は、緑町の受人が、山野町の渡人から申請地を譲受け、ぶどうを栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>11番は、山野町の受人が、三原市の渡人から申請地を譲受け、水稻及び野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>12番は、駅家町の受人が、同町の渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>13番から15番は関連案件で、駅家町の受人が、13番で埼玉県川口市</p>

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>の渡人と、15番で同町の渡人から、申請地を譲受け、14番で使用貸借権を設定して同町の渡人から申請地を借受け、新規就農して、果樹及び野菜を栽培するものです。</p> <p>16番と17番は関連案件で、駅家町の受人が、16番で東京都千代田区の渡人から、17番で東京都目黒区の渡人から、申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>18番は、尾道市の渡人が、駅家町の受人に、申請地を贈与するもので、受人は、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>19番は、新市町の受人が、明王台五丁目の渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>20番は、新市町の受人が、同町の渡人から申請地を譲受け、新規就農して、水稻及び野菜を栽培するものです。</p> <p>いずれの案件も、受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、3月25日、午前9時から現地調査を行い、午前11時から、神辺支所2階21会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号6件、議案第2号7件、議案第4号16件、議案第5号25件、議案第6号3件の合計57件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」6ページ21番から7ページ26番について報告します。</p> <p>21番は、三之丸町の法人が、労力不足で耕作継続困難な大門町の譲渡人から申請地の上竹田の田1筆1,332㎡を譲り受けて、サカキの栽培をして新規就農を図るものです。</p> <p>22番は、上御領の譲受人が、下竹田の田5筆合計1,146㎡について、高齢となり労力不足となった下竹田の譲渡人から譲り受けて、引き続き水稻栽培をして新規就農をするものです。</p> <p>23番は、下竹田の譲受人が、下竹田の田1筆1,105㎡について、高齢となり労力不足となった下竹田の譲渡人から譲り受けて、引き続き水稻栽培をして経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>24番は、大阪府富田林市の譲渡人が、遠方居住かつ高齢となり労力不足となったため、平野の田1筆893㎡について、申請地隣地の平野の譲受人が、</p>

<p>委員 13番 山本 続き</p>	<p>譲り受けて、畑として耕作して季節野菜の栽培をして経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>25番と26番は、関連案件です。</p> <p>高齢で労力不足となった渡人から、蔵王町の受人が、25番で平野の田2筆合計511㎡に3年間の使用貸借権を設定して借り受け、畑として耕作し、26番で平野の畑2筆合計628㎡を譲り受けて、それぞれ野菜・果樹の栽培をして新規就農をするものです。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>

議 長	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 1番 佐藤	東部地区の審議内容について、報告します。 東部地区では3月23日13時から15時と、3月24日午前9時からの現地調査に続き、午前11時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。 委員7名中全員の出席により、議案第2号7件、議案第3号2件、議案第4号3件、合計12件について審議しました。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の8頁1番から10頁の7番について報告します。 1番～4番は関連案件で、大門町一丁目の田について併用地の416.89㎡を含む所要面積3,751.89㎡で建売住宅16棟を受人である神辺町大字川南の法人が建設するものです。 8頁1番と2番は、所有者がそれぞれ違いますが大門町津之下の渡人からです。 9頁3番は、神戸市垂水区の渡人からです。 続いて4番は、大門町一丁目の渡人からです。 場所は、大門中学校から北へ280mです。 9頁5番は、東京都あきる野市の渡人から引野町の譲受人が購入し、坪生町の田を住宅1棟建築するものです。 場所は、坪生小学校から北東へ1,680mです。 6番は、坪生町一丁目の渡人から、南蔵王町六丁目の受人である法人が、坪生町の申請地を購入し、建売住宅5棟を建築するものです。 場所は、坪生小学校から東へ610mです。 10頁7番は、坪生町の渡人から、坪生町三丁目の受人が、坪生町の申請地を使用貸借し、住宅1棟建築するものです。 場所は、坪生小学校から北西へ340mです。 現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水等周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	西部地区の報告をお願いします。

<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の8番及び10番から12番について報告します。</p> <p>8番は、瀬戸町の受人が、埼玉県春日部市の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅2棟を建築するものです。</p> <p>場所は、津之郷小学校の東、約400メートルです。</p> <p>10番は、東川口町の受人が、津之郷町の渡人から申請地を譲り受け、住宅1棟を建築するものです。</p> <p>場所は、津之郷小学校の東、約500メートルです。</p> <p>11番は、福山市が、赤坂町の渡人から申請地を譲り受け、学校グラウンドとして整備するものです。</p> <p>場所は、市立福山高校の至近です。</p> <p>12番は、沖野上町の受人が、沼隈町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、内海支所の南、約3.6キロメートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の、13番および14番について報告します。</p> <p>13番は、今津町六丁目の受人が、本郷町の渡人から譲受け、貸資材置場を設置するものです。場所は、本郷保育所から、東へ約320メートルのところですか。一部をすでに資材置場として使用されていたので、経緯書の提出を受けています。</p> <p>14番は、松永町四丁目の受入3人が、神村町の渡人と使用貸借権を設定し、住宅1棟を建築するものです。場所は、大谷池から、東へ約590メートルのところですか。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊12ページの15番と16番について報告します。</p> <p>15番は、神辺町の受人である法人が、駅家町の渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、福山北特別支援学校の南、約15メートルのところですか。</p> <p>16番は、駅家町の受人である法人が、同町の渡人から申請地を譲受け、建売住宅12棟を建築するものです。</p> <p>場所は、駅家南中学校の南東、約1キロメートルのところですか。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」12ページ17番から13ページ23番について報告します。</p> <p>17番は、鳥取県倉吉市の譲受人が、徳田の田1筆1,625㎡を新徳田の譲渡人から譲り受けて、周辺で需要のある共同住宅1棟を建築供給するものです。</p> <p>18番は、上御領の譲受人が、東中条の田1筆399㎡を東中条の譲渡人から譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。</p> <p>19番と20番は、関連案件です。</p> <p>土木建築・不動産業を営む霞町の法人が、19番の道上の田1筆144㎡と20番の道上の田1筆435㎡を、道上の譲渡人からそれぞれ譲り受けて、合計579㎡に周辺で需要のある建売住宅2棟を建築供給するものです。</p> <p>21番は、建築・不動産業を営む木之庄町の法人が、十三軒屋の田2筆合計381㎡を、木之庄町の譲渡人から譲り受けて、周辺で需要のある建売住宅2棟を建築供給するものです。</p> <p>22番は、上御領の借人が、上御領の田1筆1,405㎡について、上御領の貸人から使用貸借権を設定して借り受けて、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>23番は、春日町の譲受人が、下御領の田1筆451㎡を川口町の譲渡人から譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。</p> <p>現地調査を行いました。いずれも日照・排水について支障なく、転用許可相当と判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第2号の21番は住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にあり、その規模が10ヘクタール未満であると認められるため</p> <p>19番と20番はJR福塩線道上駅からおおむね500メートル以内</p> <p>22番は井原鉄道井原線御領駅からおおむね500メートル以内に存在するため第2種農地と判断されます。</p> <p>17番はJR福塩線道上駅からおおむね300メートル以内に存在するため第3種農地と判断されます。</p> <p>その他の案件は、農用区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、「1番から4番」は転用面積が3,000平方メートルを超えるため常設審議委員会への意見聴取案件です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号の「1番から4番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により，議案第2号の「1番から4番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し，その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。
議長	次に，議案第3号「非農地証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委員 1番 佐藤	議案第3号「非農地証明について」の14頁1番～2番について，報告します。 1番は，春日町吉田の申請人で，1968年（昭和43年）6月ころから進入路及び庭敷として利用していたものです。 場所は，日吉台幼稚園から東へ115mです。 2番は，岡山市北区の申請人で，1969年（昭和44年）から住宅敷地として利用していたものです。 場所は，多治米小学校から東へ320mです。 現地調査をしましたが，いずれも農地性がなく，農地への復元も困難であり，証明妥当と判断しました。 以上です。
議長	西部地区の報告をお願いします。
委員 4番 野田	議案第3号「非農地証明について」の3番から5番について報告します。 3番は，田尻町の申請人が，平成11年1月から住宅敷地として利用し，現在に至っております。 場所は，福山商業高校の南西，約200メートルです。 4番は，田尻町の申請人が，昭和39年5月頃から住宅敷地として利用し，現在に至っております。 場所は，高島小学校の北西，約600メートルです。 5番は，草戸町の申請人が，平成13年8月頃から耕作放棄していたところ，雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は，鞆支所の南西，約1キロメートルです。 なお，4番は，農振農用地区域内の農地ではありますが，担当部局との調整は

<p>議 長</p>	<p>整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p> <p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 7番 岡本</p>	<p>それでは、議案第3号「非農地証明について」の6番と7番について報告します。</p> <p>6番は、神村町の申請人が、平成5年頃から住宅敷地として利用していたものです。場所は、大谷池から、東へ約440メートルのところですか。</p> <p>7番は、大阪府大阪市の申請人が、昭和60年頃から耕作放棄していたところ山林原野となったものです。場所は、新屋戸池から、北へ約60メートルから740メートルのところですか。</p> <p>なお、7番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p> <p>以上です</p>
<p>議 長</p> <p>委 員 10番 安原</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは、議案第3号「非農地証明について」の別冊14ページの8番から10番について報告します。</p> <p>8番は、広島市の申請人が、昭和58年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、芦田中学校の北西、約500メートルのところですか。</p> <p>9番は、駅家町の申請人が、昭和51年4月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、1184-2は原野に、1185-1は山林となっております。</p> <p>場所は、服部南保育所の北西、約1.5キロメートルのところですか。</p> <p>10番は、駅家町の申請人によるものですが、該当する農地には、果樹を一体的に植えており、農地性を確認できる状況でしたので、非農地証明不可と判断しました。</p>

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>場所は、宜山小学校の西、約500メートルのところでは。 なお、8番と9番は、農振農用地区域内の農地であります、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、8番と9番は、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。10番については、農地性があるため非農地証明不可と判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第3号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第3号は1番～9番は原案のとおり証明することに決定し、10番については、農地性があるため非農地証明はしないこととします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 1番 佐藤</p>	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の1番から3番について報告します。 合計で、 3件、4筆、面積 6,216㎡です。 地目別では、</p>

<p>委員 1番 佐藤 続き</p>	<p>田： 3筆： 4, 598㎡ 畑： 1筆： 1, 618㎡です。 新規・更新の別では, 新規分 2件, 3筆, 4, 598㎡ 更新分 1件, 1筆, 1, 618㎡です。 担当委員による調査, 報告があり, 協議会で審査しましたが, いずれも, 農用地利用集積計画として適当であると判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の4番から36番, 及び38番について報告します。 合計で, 34件, 52筆, 面積 34, 338. 3平方メートルです。 地目別では, 田： 30筆 17, 442. 3平方メートル, 畑： 21筆 16, 741平方メートル その他：1筆 155平方メートルです。 新規・更新の別では, 新規分 14件, 23筆, 10, 868平方メートル 更新分 20件, 29筆, 23, 470. 3平方メートルです。 担当委員による調査, 報告があり, 協議会で審査しましたが, いずれも, 農用地利用集積計画として適当であると判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは, 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の39番から51番について報告します。 合計で, 13件, 20筆, 面積 12, 918㎡です。 地目別では, 田：17筆, 11, 121㎡, 畑： 3筆, 1, 797㎡ 新規・更新の別では, 新規分7件, 9筆, 5, 107㎡と更新分が6件, 11筆, 7, 811㎡です。 担当委員による調査, 報告があり, 協議会で審査しましたが, いずれも, 農用地利用集積計画として適当であると判断しました。 以上です。</p>

議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 10番 安原	<p>それでは、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の別冊20ページの52番から26ページの102番について報告します。</p> <p>全体で、件数51件、筆数84筆、面積81,271平方メートルです。</p> <p>内訳は、新規分が、件数25件、筆数43筆、面積42,371平方メートル、更新分が、件数26件、筆数41筆、面積38,900平方メートルとなっております。</p> <p>地目別では、田が、63筆、62,009平方メートル、畑が、20筆、17,679平方メートル、その他が、1筆、1,583平方メートルです。</p> <p>担当委員から調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれの案件も、農用地利用集積計画案として適当であると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
委 員 13番 山本	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」26ページ103番から28ページ118番について報告します。</p> <p>合計で、16件、18筆、面積22,427㎡です。</p> <p>登記地目別は、全て田です。</p> <p>新規・更新の別では、新規5件6,891㎡、更新11件15,536㎡です。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審議しましたが、いずれも農用地利用集積計画として適当であると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めるものです。</p> <p>議案書（別冊）の15ページから28ページにかけて、取下げが1件</p>

<p>事務局 続き</p>	<p>ありますので、計 117 件を上程しています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項第 6 号の「解除条件付き貸借」の案件は、21 ページ 56 番と 57 番、22 ページ 63 番と 64 番、66 番、24 ページの 78 番から 82 番、85 番と 86 番、26 ページ 99 番で、それぞれの法人が貸借権を農地の所有者と設定するものです。</p> <p>また、「新規就農促進措置」によるものは、17 ページ 21 番、18 ページ 35 番、19 ページ 41 番と 43 番、20 ページ 45 番、21 ページ 54 番で経営面積が 1,000 平方メートル未満ですが、1 筆を単位として利用権設定を行うものです。</p> <p>本計画案は、1 月 31 日を締切りとして、178 筆、157,170.30 平方メートルの申し出がありました。</p> <p>全ての案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号から 4 号の各号の各要件を満たしています。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入りますが、15 ページの 6 番と 7 番は野田幸男委員、22 ページの 65 番は安原理雄委員が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律第 31 条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>(野田幸男委員、安原理雄委員が退席)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>

議 長	全員挙手により、議案第4号は原案のとおり決定します。
議 長	採決が終わりましたので、野田幸男、安原理雄委員は入室・着席ください。
委 員	(野田幸男委員・安原理雄委員が入室・着席)
議 長	次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について(農地中間管理事業)」を上程します。 北部地区の報告をお願いします。
委 員 10番 安原	<p>それでは、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について(農地中間管理事業)」の別冊29ページの1番から30ページの13番について報告します。</p> <p>1番から13番は、いずれも芦田町の貸付人13人から、広島県森林整備・農業振興財団(農地中間管理機構)が、賃借による農地中間管理権を設定して借受けるものです。</p> <p>内訳は、件数13件、筆数18筆、面積14,037.75平方メートルで、地目は、田が、16筆、13,321平方メートル、畑が、1筆、575平方メートル、その他が、1筆、241.75平方メートルです。以上です。</p>
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 13番 山本	<p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について(農地中間管理事業)」の30ページ14番から33ページ38番について報告します。</p> <p>貸付希望者から農地中間管理機構が、計画対象農地に中間管理権を設定して借り受けるもので、件数25件、登記地目は全て田で33筆、賃借によるもので、面積は32,192㎡です。</p> <p>当該農地に問題はなく、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)として適当であると判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第5号は、農地中間管理機構である広島県森林整備・農業振興財団が転貸することを目的とした利用権を設定するものです。</p>
事務局 続き	<p>農用地利用集積計画の決定により機構は中間管理権を取得することになります。</p> <p>38件，51筆，46，229.75平方メートルの申し出がありました。</p> <p>利用権を設定する期間は，令和4年5月1日から令和14年12月31日までです。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので，採決します。</p> <p>議案第5号について，原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により，議案第5号は原案のとおり決定します。</p>
議 長	<p>次に，議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程します。</p> <p>北部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の別冊34ページの1番の計画案については、異議はありません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の35ページ2番から36ページ4番について報告します。</p> <p>2番は、庄原市の法人が、賃借権で箱田と下御領の対象農地6筆5, 287㎡を借り受けて、キャベツの栽培をする計画です。</p> <p>3番は、新涯町の法人が、賃借権で西中条の対象農地25筆25, 137㎡を借り受けて、ジャガイモ、タマネギ、ニンニクの栽培をする計画です。</p> <p>4番は、周辺の農地を集約している上御領の農事組合法人が、賃借権で八尋の対象農地2筆1, 768㎡を借り受けて、水稻の栽培をする計画です。</p> <p>いずれの法人も既に市内で配分計画による実績もあり、今回の計画案に意見、異議はありません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第6号については、福山市から計画案に対する意見を求められたものです。</p> <p>農用地利用配分計画は、農地中間管理機構へ利用権を設定した農地を機構が、転貸を行う際に作成する計画で、県知事の認可、公告後、利用権の設定が行われます。</p> <p>利用権の期限は県の公告日の翌日から令和14年12月31日までとなります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入りますが、36ページの4番は山本明委員が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律第31条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。</p>

委 員	(山本明委員が退席)
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第6号について、意見・異議がないことを福山市へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第6号は意見・異議がないことを福山市へ回答します。
議 長	採決が終わりましたので、山本明委員は入室・着席ください。
委 員	(山本明委員が入室・着席)
議 長	次に、議案第7号「農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）の設定について」を上程します。 事務局から説明してください。
事務局	議案第7号についてご説明します。 農地法第3条第2項第5号の規定により、農業委員会が「別段の面積」を定め、公示することにより下限面積が設定できるようになっています。本市においては、管内全域で農業経営体が減少し、農地の遊休化が課題となっていることから、農地の権利移動を容易にし、新規就農等を促進するため、2011年（平成23年）9月から農地法施行規則第17条

事務局 続き	第2項により，市内全域で下限面積を10アールに設定しています。 来年度も引き続き，10アールで設定したいと考えます。
議長	これより質疑に入ります。 議案第7号について，発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので，採決します。 議案第7号について，原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により，議案第7号は原案のとおり決定します。
議長	次に，報告事項の「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	<p>専決処分及び届出等について，ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の37ページと38ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは，相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により，9件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に，39ページと40ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び，41ページから46ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条11件，5条35件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により，事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に，47ページと48ページの「農地法施行規則第29条第1項の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が行う通信のための電</p>

事務局 続き	<p>線及び中継施設等の設置，あるいは電気事業者が送電用等の施設等に供する敷地として転用する場合には，農地転用の制限の例外となります。7件の協議書を受理しています。</p> <p>次に，49ページと50ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が10件ありました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明について，発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>発言等もないようですので，以上をもちまして2022年（令和4年）第4回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお，来月の総会は4月28日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
事務局長	<p>委員の皆様には，ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>気をつけてお帰りください。</p>

午前11時00分閉会